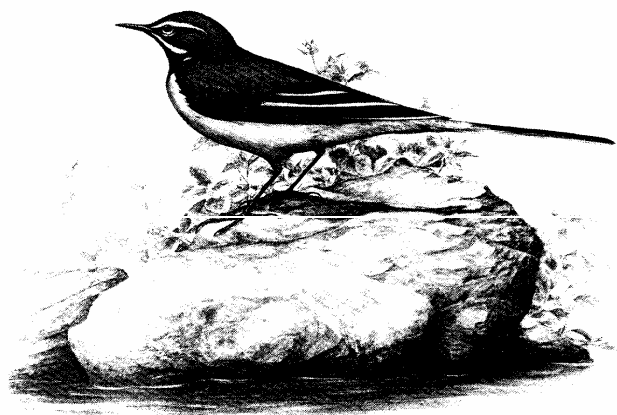


# いしたたき



## ーイシタタキー

この鳥は主に河川周辺に棲んでいて、いつも尻尾を上下に振るので「イシタタキ」と呼ばれるのです。正確には、セキレイ科の鳥です。日田では普通、ハクセキレイ・セグロセキレイ・キセキレイの3種類が見られます。それぞれ、体の色で区別しています。このうち市内で周年見られるのはセグロセキレイとキセキレイですので、「イシタタキ」とは、この2種類をさすことばです。

## 知らぬが仏、知らば鬼？

ひた水環境ネットワークセンター 佐脇 正邦

この二年間、私は内分泌攪乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)の検出法の開発に携わっています。簡単なものではありません。その一番の原因は、調べなければならない化学物質の数です。現在、世の中に存在する化学物質の総数は8万とも10万ともいわれています。ある化学物質の白黒をつけるためには、繁殖試験という、ネズミを数百匹用いた試験を時間とお金をかけて行わなければなりません。これを全ての化学物質について行うとすると、全世界の全毒性試験機関をフル稼働させても、答が出た時点では既に遅しということになります。そこでこれらが怪しいかどうかを安価に、短期間で多量に実施できる培養細胞などを用いる試験でまず優先順位付けを行い、次にネズミを用いた短い期間で

きるスクリーニング試験を行い、繁殖試験などの高次の試験へと移行して評価を行っていくという方法をとらざるを得ません。行われた試験の結果はインターネットなどで公開されることになっています。私が携わっているのは短期間で怪しいものを見つける方法の開発です。培養細胞を用いる試験と短期間でできるネズミを用いたスクリーニング試験の一部は既に大方できあがったといってもよいでしょう。我々は実際にいくつかの化学物質についてまず培養細胞を用いる試験を行ったところ、怪しいかもしれない、という物質はいくつもみつきり、さて次はさらに絞り込むために短期間でできるネズミを用いたスクリーニング試験へ…と行くはずでした。

ここでちょっと補足を。培養細胞はあくまでも哺乳動物から採られたたった一種類かそこらの細胞が試験管や培養皿のなかで無理矢理「栽培」されているものです。一方、ネズミは複数の種類の細胞が複雑に互いに手を取り合って作り上げられた大変複雑な構造体です。両者は生きてはいますが、全く違ったもので、どっちが「ヒト」というものに近いかはいうまでもありません。ですから、培養細胞を用いた実験は安く上がりますが、その結果をすぐに「ヒトへの影響」ととらえるのは誤りです。短期間でできるネズミを用いたスクリーニング試験による結果は、少しお金はかかりますがヒトへの影響の有無の可能性は培養細胞より確からしくなります。しかし、結局白黒つけるためには、現時点では長くてお金もかかり、動物もたくさ



いしたたきは、環境保護の為、再生紙を使用しています。



ん殺さなくてはならない繁殖試験という方法に頼るしかないのです。

長くなりましたが、今までのが前置きです。最初の段落の最後から話を続けます。培養細胞を用いて怪しいという結果が出たいくつかの物質のうち、ある種の物質だけはネズミを用いたスクリーニング試験へという流れからはずされました。名前を出せないのがサラリーマンのつらいところ。理由は、その「ある種の物質」が家庭でも用いられる多くのものに含まれているからです。あれ、話がおかしくないか？と思われた方、あなたは間違っていない。多くの方がさらされるのがわかっている物質こそ、早急にカタをつけるべきです。しかし、はずされませんでした。

理由は簡単です。その情報が公開されるからです。我々のすぐそばにある物質が怪しいという結果がネズミでもし出た場合、それを公開したら日本ではどうなるでしょうか。マスコミが騒ぎ、それを見た人が騒ぎ、又聞きした人が騒ぎ、混乱が起こるでしょう。さて、悪いのは誰？

百歩譲って考えましょう。まず私を含む研究機関から。実は以前にも似たようなことがあり、化学工業界が「一般人へのインパクトが大きすぎる(要するに自分らの製品が売れなくなる)」と、当時の通産省に抗議し、その結果、もう一度書類の見直しからやり直さなければならなくなったことがありました。また、研究費を出すのはお上です。つまりは税金です。逆らえません。しかも、書類の見直しにはお金は出ません。結局我々は時間と労力を無駄にしました。ですから今回の判断はそろばんをはじいた結果、「やめとこか」ということになりました。そうしないと赤字は出るわ、スケジュールは狂うわ、別の開発業務はできないわ、で困ってしまいます。化学工業界の言うことは尤もです。あらぬ疑いをかけられた結果商品が売れないと食いつぶされてしまいます。また、もしその商品が世の中のために非常に有用であり、代わりうるものがないものだとしたら

どうでしょうか。経済産業省の人で、培養細胞やネズミのことを詳しく知っている人などいません。まして、今や遠い将来のことも考えて化学物質の安全性の管理も始めましたが、もともと日本が古い意味での豊かさ、つまりお金をどうやってたくさん得るかを考えるためのお役所です。業界寄りなのは、しかたありません。マスコミは視聴率を上げることが仕事です。つまり、日本の皆様にどれだけ自社の番組をみてもらえるか、です。マスコミは日本人がどんな内容を好むかをちゃんと知っています。テレビではセンセーショナルにことを告げるキャスターの隣に、どこかの偉い人が座っています。その人も特にキャスターの言うことを否定しません。これをみた人たちは、ああ、えらいことだと騒ぎ、どこかでなにがしかの不買運動や役所への抗議の電話やファックスが鳴り響くでしょう。不安ですから当然です。むしろ行動を起こさないの方が脳天気と言うべきです。マスコミもしばらくはこのネタや関連ネタで食っていけます。しかし、そういえば最近、環境ホルモンの話題はほとんど出ませんね。

もとの疑問に戻りましょう。官と財の癒着の構造がいかんのではないか。それもそうでしょうが、私は、もっと深刻なのは、私たちを含め、日本の一般の人々が、業界からも、役所からも、マスコミからも無知で愚かな者としてみなされているということだと思います。我々はこのことを感じ取り、お上に不信感を持ち、マスコミの快いお上の悪口に同調してしまっています。上述した化学工業界の「一般人へのインパクトが多すぎる」、つまり、何も知らない一般人がマスコミに踊らされて過剰反応してしまう、という言葉にそれが凝縮されていると思います。申し訳ないことに、私も不本意ながら間接的にその行為に加わっています。この原稿はその罪滅ぼしのつもりで書いております。

私は愚か者ではない、と言い切れる人がいるでしょうか。ある公開された情報について、過剰でも

なく、鈍感でもない反応ができる人がどのくらいいるでしょうか。短期でできるネズミのスクリーニング試験の結果は、試験されたものの性質をきっぱりと決められるものではない。しかしながら、培養細胞での結果が出たときよりはちょっと気をつけて今後の情報に耳をそばだてておこう。また、商品にそういう物質が含まれるか含まれないかが書いてあるかどうかはチェックしておこう。それから、家族にこの物質が含まれている製品を買うか、それとも値段は高いけど含まれてない方を選ぶか相談しよう。これが私が考えるまっとうな反応です。しかし、このような判断を下すためには、培養細胞というものが何で、ネズミの試験の結果との違いは何か、ということを知っておかなければなりません。また、詳しくは述べませんが、「世の中に毒でないものはない。その量が毒になるか否かを定める」という前提でものを考えなければなりません。

これから、このようなこと以外についても、どんどん情報公開が進んで行くでしょう。そのときに全ての場合に対してきちんとした対応ができるようになるのは誰にもできるとは思えません。しかしながら、その情報についてどのwebサイトをみればいいのか、さらに、詳しいのは誰か、という「参照するための情報」を得ることはできると思います。できればたくさんのことを勉強して自ら判断できるのが一番いいのでしょうか。

正直に言います。これをお読みになっているみなさんには期待しません。しかし、未来を担うお子さん達には、どうぞ、このことをお伝えしていただきたく思います。また、彼らには自然で美しいと思う感性を持ってもらいたいです。レイチェル・カーソンが彼女の甥に“センス・オブ・ワンダー”を教えたように。そして、彼らの時代には、業界でなく、個人を尊重する日本になっていることを望んでやみません。





## エッセイ

## 「水量増加」運動 その後

「三隈川の水量増加」推進実行委員会

諫山 司

平成9年より、我がネットワークセンターで協議を始めた三隈川の水量増加運動も、市内の各種団体の熱意で推進実行委員会を発足、さらに40,681名の署名により、ご存じの通りようやく、日田市、大山町の住民、行政、大分県、水利権許可者である旧建設省、九電の代表、それに学識経験者として平野九大名誉教授を座長に迎え三隈川・大山川河川環境協議会と称し平成11年12月に議論がスタートした。

同協議会で12年3月末までに6回の幹事会4回の協議会を開催し、大山川堰地点の河川維持流量については、大分県の調停案に基づき「3月21日より9月30日までは毎秒4.5立方メートル、10月1日から3月20日までは毎秒1.8立方メートルとする。」で合意、又もう一つの懸案であった水利権更新期間の短縮についても、社会情勢の変化に合わせて(最低10年ごとに)河川流量を協議することとした内容の「覚書」を大分県と九州電力の間で締結する。ということで合意した。

これはいろいろな法律や、国のエネルギー政策を考えると、この時点では精一杯の結果で、「自然流量の半分以上は河川に流す」という私たちの要望又、水利権更新期間は30年から10年という

要望にはほど遠いものであったが、協議を来年、再来年と引き延ばすのも得策ではないと考えた結果であり、少しでも早く河川環境をより良くし、まず第一歩を踏み出すという意味での最良の選択であると考えている。

さらに継続協議であった松原ダム直下の河川流量増加についても、平成12年11月29日天瀬町長もメンバーに加えた協議会で、現状の毎秒0.5立方メートルから毎秒1.5立方メートル増量することで合意がなされた。

現在、水利権更新許可は、平成13年3月31日までに出されたようであるがまだ未確認である。又、水利権更新期間短縮の「覚書」は下書を書いていると言うことで締結はしていない。しかし、4.5立方メートルへの増量は、今年度10月頃より大山川ダム堰改修工事を着工し、魚道を含めて今年度中に完成、増量される見込みである。(工事着工までは、現堰で最大の毎秒2立方メートルを5月30日頃より放流)又、松原ダム直下の1.5立方メートルへの増量も、平成14年度に改修工事が着工できるよう今年度、予算要求を行っていくようであるので、今後の河川環境協議会を通して、皆様の意見を採り上げていくし、報告もしていきたい

と考えている。

以上のような流れで、九電の水利権更新に関連した三隈川の水量増加に関して推移してきたが、最近うれしいニュースのひとつに今年3月の四万十川の水量増加の話があった。

これは、四万十川にある四国電力の通称「家地川ダム」の水利権更新期間が30年から10年になり、流量も流域面積百平方キロメートルあたり毎秒0.9立方メートルと国内最大の流量を維持することが決定した。(ちなみに日田の水量増加は、年平均毎秒0.64立方メートル)これは、私達の水量増加運動に続く大きな成果であり、世の中の流れが少しずつ変わりはじめている結果である。

しかし、私たちの署名簿にうたっているよう、私たち自身の過剰な消費生活を反省し、循環型社会の構築に向けて一層努力していかねばならないことは言うまでもない。



# 自然エネルギー促進法の早期制定を！

ひた水環境ネットワークセンター副座長

甲斐 美德

## 1 三隈川水量増加の鍵を握る自然エネルギーの普及拡大

三隈川の水量増加を求める私たち日田市民の運動は、住民と行政とが一体となった全市をあげた取り組みが実り、昔の姿が甦るといにはまだ程遠いものの、全国的に見れば画期的ともいえる内容の成果を勝ち取ることができました。最後には大幅に譲歩したものの、この交渉の過程で九州電力は「水力発電は炭酸ガスを排出しないクリーンなエネルギーなので、これを減少させることは国際公約でもある地球温暖化防止（炭酸ガス削減）に逆行する。太陽光や風力

などの再生可能エネルギーによる代替も非現実的である。」と主張し、柳又発電所の機能低下につながる水量増加には一貫して否定的でした。

柳又発電所のような自然破壊的な方式の水力発電をクリーンエネルギーと呼んで憚らない九州電力には、地球温暖化が深刻な環境問題であるのと同様に、極端な大量取水によって川を半殺しにすることもまた深刻な環境問題なのだということを認識してもらう必要があります。そして、自然エネルギーの実用性

を不当に過小評価する現在の姿勢を改め、川の流量を増やしつつ炭酸ガスの増大を回避する第3の道として、環境にやさしい代替エネルギーの普及拡大にもっともっと積極的に取り組んでいただかなければなりません。10年後には放流量の見直しを行うことが県と九電との間で合意されましたが、この時にさらに大幅な改善を勝ち取ることができるかどうかは、この10年の間に自然エネルギーの導入がどの程度まで進むかに大きく左右されることになるでしょう。

## 2 法律の後押しで急成長する欧米の自然エネルギー

依然として原発推進の日本に続いてアメリカのブッシュ政権も原発の拡大路線に転じましたが、新規立地が困難な状況は変わりません。アメリカ、カナダ、スウェーデンでは1980年代以降原発の新たな発注は1件もなく、ドイツでは1982年、イギリスでは1987年、日本と並ぶ原発大国のフランスでも1993年を最後に、原発の発注は途絶えたままになっています。世界の稼働中原子炉の総数はすでに減少を始めており、21世紀の半ば頃までに原子力の時代は終焉を迎えるものと予想されます。ヨーロッパの多くの国々では、

当面は既存原発の運転継続や石炭・天然ガスへの依存増大はあるものの、長期的には自然エネルギー（欧米では「再生可能エネルギー」という言い方が一般的です）を大幅に導入することを政策目標として掲げ、そのために様々な対策を講じています。その結果、風力発電を中心とする自然エネルギーが1990年代に急速に拡大していくことになりました。

欧米先進国における自然エネルギー普及促進策で最も重要な点は、再生可能なエネルギーによって生産された電力はその地域の電力会社が買い取って社会

に流通させることが法律によって義務づけられていることです。しかも、環境を汚さないという付加価値を持つ自然エネルギーは火力発電よりも高くして当然という考え方から、その買い取り価格も現実の発電コストと環境保全への貢献度が反映された発電事業者にも有利なものとなっています。このため、自然エネルギーが儲かるビジネスとして脚光を浴びることになり、新時代の産業として多くの雇用を生み出すまでになっています。次頁の表(図①)は、EU各国のこうした電力買い取り法の制定状況をまとめたものです。この表には





図①

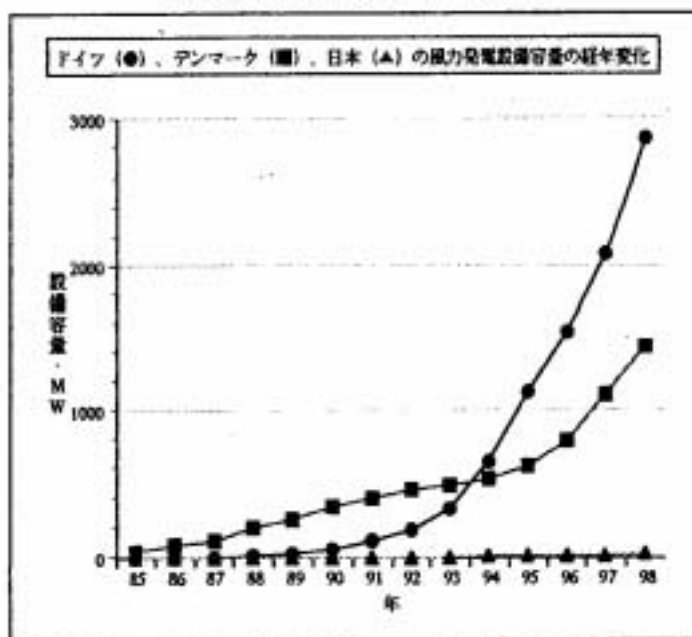
EU諸国の再生可能電力買い取り法の状況 (1997年8月現在)

	買取り義務づけ	有利な買電価格	法的措置	買電価格設定	買取り期間	対象電源
オーストリア	○	○	自主取決め	回避原価+ボーナス(100%)		新設の再生可能電力
ベルギー	○	○	自主取決め	回避原価+ボーナス(IBEf)	新設: 10年 既設: 4年	全再生可能電力
ドイツ	○	○	○	家庭電気料金の(90%/80%/65%)	無期限	全再生可能電力
デンマーク	○	○	○	風力: 家庭電気料金の85%+環境税免税 その他: 回避原価+環境税免税	無期限	全再生可能電力
スペイン	○	○	○	回避原価+ボ ナス	5年	全再生可能電力
フランス	○	入札	×	入札	3年	全再生可能電力 (< 6.5 MW)
ギリシャ	○ (要承認)	○	○	家庭電気料金の一定割合	10年	全再生可能電力
アイルランド	○ (要承認)	入札	○	入札	15年	新設の再生可能電力
イタリア	○ (要承認)	○	○	回避原価+環境ボーナス	8年	新設の再生可能電力
ルクセンブルグ	○	○	○	回避原価+ボーナス (iFlux)	2年	新設の再生可能電力 (< 500 kW)
オランダ	×	○	自主取決め	風力: 回避原価+ボーナス+環境税免税 その他: ボーナスなし	10年	新設の再生可能電力
ポルトガル	○	○	○	回避原価	8年	全再生可能電力
スウェーデン	○	○	○	回避原価+ボーナス(CO2/energy tax)	9年	全再生可能電力 (<1.5 MW)
フィンランド	○ (制限あり)	×	×	回避原価	無期限	全再生可能電力 (>0.5 MW)
英国	○ (NFFO)	入札	○	入札	15年	新設の再生可能電力 (only NFFO)
日本	×	自主取決め	×	電力会社による自主取り決め	風力: 17年 他: 1年	再生可能電力の余剰分のみ

Prepared by Andreas Wagner(BWE), "Feed-in Regulations and Tariffs for Renewable Energies in Europe", European Wind Energy Conference 1997

図②

風力発電設備容量の経年比較



ありませんが、このような趣旨の法律を最初につくった国はアメリカで、カーター政権下で1978年に制定されたパーパ法(公益事業規制政策法の略称)がこれに該当します。

こうした政策によって最も大きな成功を収めたのが、昨年ついに原発の全廃を決定したドイツです。ドイツでは1991年から施行された「再生可能エネルギー発電電力の公共電力網への供給法」(電力買い取り法)によって、買い取り最低価格が保障



いしたたきは、環境保護の為、再生紙を使用しています。



されています。すなわち、太陽光発電と風力発電は一般家庭が電力会社に払っている電気料金の90%以上、小水力発電やバイオマス発電では75%以上の価格で、地域の電力会社から必ず電気を買ってもらえるようになったのです。こうした優遇策によって長期的に安定した収益が見込めるようになったことから、

自然エネルギーは90年代を通じて最も成長の著しい産業へと発展し、特に風力発電では1997年にアメリカを抜いて世界一の設備容量を持つに至りました。

ヨーロッパの中ではドイツは、北部の沿岸地域を除き必ずしも国全体としては風況に恵まれているわけではないので、この躍進ぶりはひとえに政策の賜物と

いえません。農業の不振に悩む北ドイツでは、農家がサイドビジネスとして畑や牧場に風車を建設したり、畜産廃棄物を発酵させて得たバイオガスで発電することがさかんに行われるようになり、過疎農村の重要な収入源となっています。

### 3 電力会社の冷遇で伸び悩む日本の自然エネルギー

欧米諸国のように電力買い取りに関する法的な枠組みのない日本では、自然エネルギーで発電した電気を買うか買わないか、買うとしてもいくらで買うか、基本的にはすべて電力会社の自由裁量にまかされています。このため、購入単価の買い叩きや事実上の買い取り拒否に等しい行為が横行する結果となり、せっかく潜在的資源量にも技術力にも恵まれているにもかかわらず、日本の自然エネルギーが欧米に比べて出遅れている最大の原因となっています。

たとえば、日本の風力発電の設備容量は、先進国ドイツのわずか1/65に過ぎません。日本でも急速に拡大するきざしが見え始めた昨年、日本の電力会社はそれまで自主的に行ってきた長期購入メニューによる全量買い取りの方針を一方的に変更し、買い取りの上限枠を設定した上で競争入札にかけて契約相手を選ぶという制度に切り替えまし

た。これでは、せっかく風が強い適地があっても電力会社を買ってもらえず断念せざるを得ないケースが続出することも考えられます。

また、日田地域も含めて雨が多く地形の急峻な日本の中山間地には小水力発電の適地が数多くあり、大分県企業局などもそうした候補地はいくつか持っています。ところが、電力会社の買い取り単価が10円前後と開発コストの割には安い上に、電力自由化による経営の厳しさを理由にこれがさらに切り下げられようとしており、とても新たに開発をしようという状況ではありません。炭酸ガスも放射能も出さず、河川環境への影響も少なく、資源の枯渇もない純国産のエネルギーという貴重な側面をもっと評価して、もっと高い買い取り価格を設定すれば、自治体などによる水力開発が活発になるものと思われま

す。森林・木材も、日本に豊富に

存在する資源の一つです。しかし、現在の日本で本格的な木質

図表③

世界の風力発電規模ランキング

順位	国名	発電規模(万kW)
1位	ドイツ	258.3
2位	アメリカ	194.6
3位	デンマーク	138
4位	インド	96.8
5位	スペイン	66
6位	オランダ	35.9
7位	イギリス	33.1
8位	中国	19
9位	イタリア	15.4
10位	スウェーデン	14.8
...		
14位	日本	4

(中山毅、「世界と日本の風力発電の現状と将来展望」1999年)

バイオマス発電を行っている所は、岡山県の銘建工業(株)という木材加工場が1社あるだけです。経営者がゼロ・エミッションの工場をめざして、工場廃材を利用したエネルギー自給システムを10億円かけて完成したのですが、余剰電力を中国電力に買ってもらおうとしたところ断られ、交渉の末やっと昼間だけ





売れるようになったものの、その単価はたったの3.8円/KWHです。中国電力は、環境負荷低減

をめざした懸命の企業努力をこのような二束三文で買い叩く一方で、山口県上関町には地元漁

協の反対を押し切って新たな原発の建設を強行しようとしています。

#### 4 市民団体による自然エネルギー促進法案

欧米のような法制の確立によって自然エネルギーの飛躍的拡大を図ろうという市民や有識者が結集して、1999年5月に「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク（略称GEN）が発足しました。GENが作成した自然エネルギー促進法案（市民要綱案）は、ヨーロッパで最も成功したといわれるドイツの電力買い取り法をモデルとしています。

この法案ではまず、これまで日本の新エネルギー政策の中に位置づけられていなかった小水力発電とバイオマス発電を、太陽光・風力発電と同等に買い取り対象として明確に規定し、これらの発電による電力を、ある一定の優遇価格で、電力会社が一定の期間継続して全量買い取ることを定めています。そして、そのことが電力会社の経営を圧

迫ることがないように、買い取り単価のうち電力会社が負担するのはその会社の平均的な発電コスト相当分（回避原価）まででよく、それを上回る持ち出し分については国の補助が受けられることになっています。たとえば、ある電力会社の水力・火力・原子力といった既存の電源での平均発電単価がキロワット時あたり10円で、木質バイオマス発電の発電単価（買い取り価格）が25円だとすると、25円うちの電力会社の実質的な手出しは10円で、残り15円は後から国の補助金によって賄われることとなります。（図表④）

この補助金の財源として想定されているのが電源開発促進対策特別会計（電源特会）と呼ばれるものです。私たちが毎月納めている電力料金のうちの約

2%は実は電源開発促進税という税金であり、1キロワット時につき0.445円が徴収されています。この電源開発促進税を財源とする電源特会が年間4500億円ほどの規模の予算を持っているのですが、これまではその大半が原発立地自治体への交付金をはじめとする原子力開発のために使われてきました。このような使い方を改め、このお金を電力会社の自然エネルギー買い取りへの助成のために活用すればよいのです。そうすることによって、電力会社にも国民にも新たな負担増を求めることなく、自然エネルギーの大幅な拡大が可能となります。

#### 5 早期制定に向けて市民の声の結集を

GENの趣旨に共鳴する衆参両院の超党派の国会議員約200名が集まり、1999年11月に「自然エネルギー促進議員連盟」が発足しました。議員連盟はその後、GENとの議論や勉強会を重ね、昨年4月には「自然エネルギー発電促進法案要綱」を公表しました。この法案は電力会社の反発に配慮し

て義務づけという言葉は使っていませんが、適正に運用されればかなりの実効性が期待できる内容であることから、GENもその国会提出を支持しています。

ひた水環境ネットワークセンターでは、このような法律ができることは地球環境のためだけでなく、バイオマス発電の導入による林業

の振興など日田地域の活性化にもつながるものであることから、その早期成立を国に働きかける取り組みを行いました。具体的には、昨年9月に開かれた大分県議会と日田市議会に「自然エネルギー促進法の早期制定を求める意見書」を提出し、この法律を待ち望む私たちの声を国政の場へ届けてくれ



るよう請願しました。紹介議員の方々のご尽力により、県議会においても市議会においても私たちの請願は全会一致で採択され、意見書は内閣総理大臣と衆議院・参議院の議長あてに送付されました。大分県や日田市だけでなく、全国の260以上もの地方議会で同様の意見書が決議され国に提出されました。

残念ながら電力業界や通産官僚

の切り崩しによって、昨年の国会ではついに法案は提出されないまま終わりました。その反対に、周辺市町村も含めてより一層の札束攻勢で停滞気味の原発立地を促進させようという時代錯誤のバラマキ拡大法案（原発施設立地特別措置法）が、わずか7時間の審議であわただしく可決成立してしまいました。

今年こそは何としても、国会で

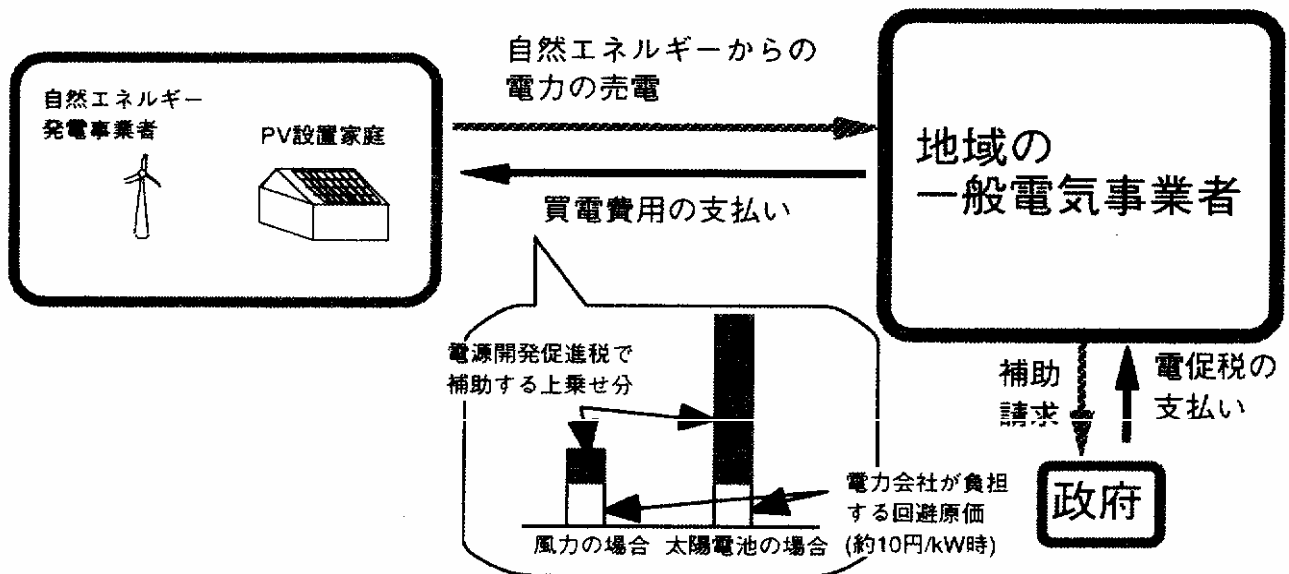
自然エネルギー促進法を成立させてほしいと思います。そのためには、自然エネルギーの発展を願う市民の声を、国政を担う人々に直接届けることも重要ではないかと思えます。主要政党および私たちの選挙区から出ている国会議員のFAX番号を調べましたので、自然エネルギー促進法の早期成立を求めるメッセージを送っていただければ幸いです。

自由民主党 FAX 03-5511-8855  
 社会民主党 FAX 03-3580-8068  
 民主党 FAX 03-3597-2885  
 自由党 FAX 03-5562-7122

公明党 FAX 03-3580-9153  
 日本共産党 FAX 03-5474-8358  
 岩屋 毅 FAX 03-3509-7610

図表④

自然エネルギー促進法の仕組み



**【電源開発促進税での負担額の推計の例：風力の場合】**

- ・ 買い取り価格：18円/kWh(内訳；回避原価10円/kWh時、補助分8円/kWh時)
- ・ 普及規模(想定) 発電電力量 補助総額
- 1999年：50MW→100GWh→8億円/年(補助分8円/kWh時)
- 2003年：900MW→1.8TWh→100億円/年(補助分5円/kWh時)
- 2010年：5GW→10TWh→370億円/年(補助分2円/kWh時)





## ホームページ開設のご案内

### 「筑後川まるごと博物館」の発足にあたって

2001年6月流域の様々な方々による検討を経て、「筑後川まるごと博物館」の第一段階がスタートしました。これは、筑後川流域全体を「ひとつの大きな博物館」としてとらえ、上流から下流までの自然、風土文化、産業等を体験・交流していただくシステムです。第一段階の今年度は、流域のグループ・地域から30地点を選定してスタートします。当然、2年目以降は更に多くのグループ、個人や流域自治体の参加・協力をお願いし、何よりも[明日の筑後川]を担う子供たちの体験学習の場として、より充実したシステムにしたいと考えています。今年9月からは、この「筑後川まるごと博物館」のボランティア学芸員を養成する[流域講座]も久留米大学と共同で開講します。この取り組みが、筑後川流域の連携と再生の第一歩となることを願い、皆様の参加と協力を心よりお願いする次第です。

事務局／「筑後川流域連携倶楽部」内(担当／成毛 克美)

<http://www.chikugoriver-museum.net>

### 運営 NPO「筑後川流域連携倶楽部」

〒830-0018 久留米市通町2-6-17

Tel. 0942-33-2121 Fax. 33-2125

館長／駄田井 正（「筑後川流域連携倶楽部」理事長）／久留米大学経済学部長  
副館長／広松 伝（柳川「水の会」会長／全国水環境交流会代表幹事）

### 協力 久留米大学・国土交通省筑後川工事事務所

※ ひた水環境ネットワークセンターのホームページおよび、「三隈川の水量増加」に関するホームページは、上記のホームページの【上流域の地域の取り組み】の中から、リンクできます。

## 原稿大募集

「いしたたき」は、ひた水環境ネットワークセンターとしての身近な情報や取り組みにとどまらず、会員のグループ紹介・会員エッセイも掲載できますので、紹介したい事やお知らせしたい情報があれば、事務局までどしどしご連絡ください。！！

## 事務局よりお知らせ

当センターは、「子どもたちに泳げる川を！」をスローガンに、水環境に関心のある個人や団体で構成され、ネットワークを通して、会員それぞれの考えや活動を広く市民や行政などに伝えながら、より良い日田の水環境をつくれるよう活動しています。

環境問題は1人や2人の努力では解決しません。是非、私たちの活動や思いを理解し、「ひた水環境ネットワークセンター」へのご入会をお願い致します。

(個人・団体にかかわらず入会できます。)

発行：ひた水環境ネットワークセンター

事務局：大分県日田市三本松2-2-16 日田商工会館3F(社)日田青年会議所内

TEL: 0973-24-7150 FAX: 0973-22-8265

Email: hita-jc@oitaweb.ne.jp



いしたたきは、環境保護の為、再生紙を使用しています。

